

自己評価結果  
(1)彦根市自己評価

できている a>b>c>d>e 全くできていない

評価の項目				自己評価	自由記載		
区分	大項目	中項目	小項目		市と地域包括支援センターとが実施している事柄のうち、効果を上げていると評価できること	市が今後取組を強化・充実していくべきこと	地域包括支援センターに取組を強化・充実してほしい事柄とその内容
1	と地域包括支援センターの設置目的	①地域包括支援センターの設置目的と基本的機能を、庁内の職員、関係機関および地域住民が理解している。	地域包括支援センターの設置目的(介護保険法第115条の46第1項)を、担当職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針や事業計画について、地域包括支援センターと市が協議、策定し、目的をもって取組を進めている。</li> <li>・全ての地域包括支援センターで、小学校区ごとの支援計画を立案し、地域の特性にあった活動が進められており、市とも共有できている。</li> <li>・市も地域包括支援センターも、高齢者の総合相談窓口が地域包括支援センターであることを、機会をとらえ意識してPRするように心がけている。特に地域活動の中で地域包括支援センターの周知ができており、より相談が寄せられるようになったことで、地域包括支援センターの認知度は上がっている。</li> <li>・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との年間事業計画のすり合わせを実施し、事業を進めることができた。</li> <li>・各地域包括支援センターが設けている情報共有の場で、健康推進課の地区担当保健師との相互の計画のすり合わせにより、母子から高齢者までの課題の共有を行い、事業の実施ができるようになってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの認知度を更に高める。</li> <li>・庁内においても、関わりを通して認知度が上昇してきているが、更に認知度が上昇するよう、引き続き庁内に周知を行う。</li> <li>・介護・医療(薬局等も含む)・福祉との連携をさらに推進することで、利用者や患者と関わる様々な専門職から対応が必要な人を地域包括支援センターにつなげてもらえるようにする。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築の推進のために、地域包括ケアシステムの目的や、地域包括支援センターを含め、それぞれの役割についての周知方法を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や関係機関とも連携し、地域の集まり等に出向いた際は地域包括支援センターの存在をアピールしていただきたい。</li> <li>・3職種それぞれの強みを生かしながら協働し、各々の強みを広げていただきたい。</li> </ul>
			地域包括支援センターの設置目的と基本的機能(①共通の支援基盤構築、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援、⑤介護予防ケアマネジメント)およびその活動について、関係機関および地域住民が理解し、関係機関の理解が深まるように働きかけている。	b			
			地域包括支援センターの設置目的と基本的機能およびその活動について、地域住民の理解が得られるように、体系的・計画的に取り組んでいる。	a			
		地域包括支援センターの前年度の実績や実態等を踏まえた上で、市の方針(全センターとセンター個々の業務課題への改善事項や市からの支援策の方針等)を提示し、新年度の委託内容を伝えている。	a				
		地域包括支援センターが作成した年度計画案について、委託契約に基づいたものになっているか内容を確認し、必要に応じて協議等を行っている。	a				
		地域包括支援センターの運営体制(人員体制、職場環境等)と業務実績(数値および実態等)を、定期的に把握している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決がスムーズに図れるように、事務分掌を提供し、担当者を明確にしている。</li> <li>・各地域包括支援センターの担当を決めることで、相談や連絡を継続的に効率よく行っている。</li> <li>・職種別会議の開催を支援することで、業務に必要な知識の共有やスキルアップが図れている。</li> <li>・第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の日常生活圏域カルテにおいて、地域包括支援センターと市が現状と課題を共有し、今後の方針を確認できた。</li> <li>・地域包括支援センターや生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との定例会へ健康推進課の地区担当保健師の参加を働きかけ、少しずつ連携が進みつつある。</li> <li>・地域包括支援センター全体会議を開催し、関係機関の連携や顔の見える関係づくりができている。</li> </ul>			
	①地域包括支援センターや地域の実態を把握し、市からの支援策や新たな取組の検討に生かしている。	a					
	地域包括支援センターの課題を定期的に整理し、地域包括支援センターと共有している。	a					
	国の政策動向や他の市の先駆的な取組等の情報を収集し、新たな取組の検討に生かしている。	b					
	把握した地域包括支援センターの課題や収集した情報(政策動向や先駆的な取組等)を基に、地域支援事業を円滑に推進していくための市による地域包括支援センターへの支援策を、地域包括支援センターとともに検討している。	a					
	地域包括支援センターの設置目的が果たされるように、地域支援事業の実施体制整備の方針(地域包括支援センターの設置形態の意図等との役割分担等)について明文化し、設置責任主体として地域包括支援センターに周知している。	a					
	市の地域包括支援センター担当部署と地域包括支援センターが地域支援事業についての共通認識を持ち、それぞれの役割を確認するための会議、連絡会等を開催している。	a					
	地域包括支援センター主催の会議、連絡会等に、設置責任主体として積極的に関わり、形骸化させないための工夫をしている。	a					
	②地域支援事業を円滑に実施するために必要な調整をしている。	地域支援事業を実施する上での庁内連携を円滑にするために、地域支援事業における庁内連携の必要性を庁内の関係部署に徹底し、庁内の理解を深めている。	b				
地域包括支援センター運営協議会を事務連絡で終わらずに、地域包括支援センターの実態を踏まえた上で、地域包括支援センターの今後の方向性を検討する協議の場になっている。		a					
地域包括支援センター運営協議会の委員が、地域包括支援センターの実態を踏まえた上で、実績の検証や評価を行うために、具体的な課題やテーマを定め、地域包括支援センター職員も参加して協議するよう工夫をしている。		a					
地域支援事業を住民の意見が反映された事業にするために、地域包括支援センター運営協議会での協議内容を住民に広報し、住民の意見を反映できるように工夫をしている。		b					
市と地域包括支援センターとの間で、必要な情報(利用者の基本属性、認定結果内容等)を共有するための仕組みを整備している。		a					

自己評価結果  
(1)彦根市自己評価

できている a>b>c>d>e 全くできていない

評価の項目				自己評価	自由記載		
区分	大項目	中項目	小項目		市と地域包括支援センターとが実施している事柄のうち、効果を上げていると評価できること	市が今後取組を強化・充実していくべきこと	地域包括支援センターに取組を強化・充実してほしい事柄とその内容
1	市の責務	②地域支援事業を円滑に実施するために必要な調整をしている。	市と地域包括支援センターとの間で、必要な情報(利用者の基本属性、認定結果内容等)を共有している。	a			
			地域包括支援センターからの個別ケースの対応支援要請を受けた時に、対応に必要なとされる庁内情報を見極め、迅速に提供している。	a			
		③地域包括支援センターの要請に応じて適切に対応している。	地域包括支援センターから個別ケースの会議(地域ケア会議等)での事例検討や高齢者虐待対応における個別ケース会議等)への参加要請を受けた時に、検討内容を見極め、検討内容に沿った対応ができる職員が参加できるように調整している。	a			
			住民対応力、問題解決力等について地域包括支援センターの職員間のバラツキをなくし、職場全体のレベルアップを図るために個人に対して、体系的・計画的な研修体制を整えている。	b			
		④地域包括支援センターや市の担当職員の人材育成に取り組んでいる。	地域住民や関係機関からの相談において、共通した対応を行うために、地域包括支援センターの職員間で、共通認識を持って対応できるようにするための場(職種別連絡会等)を設けている。	a			
			地域包括支援センター(委託先の法人を含む)に対して、地域包括支援センターの設置目的と基本的機能について、理解を深められるような研修の実施や、協議を行うための説明会等の設定を行っている。	a			
			地域包括支援センターの委託先の法人に対して、地域包括支援センター事業受託に際しての「法人の役割」(人事異動等の職員配置への配慮、センター長への支援、受託業務の適切な進捗管理等)を周知し、役割を果たすように働きかけている。	b			
			市の職員が、精神疾患(認知症、統合失調症、依存症等)および精神保健福祉の捉え方についての共通認識や対応に必要なスキルを身につけられるよう、職員の研修受講を促したり、自主的な勉強会を実施したりする等、積極的に取り組んでいる。	a			
			市の職員が、権利擁護(高齢者虐待の防止、成年後見制度、消費者被害、孤立死防止等)についての共通認識や対応に必要なスキルを身につけられるよう、職員の研修受講を促したり、自主的な勉強会を実施したりする等、積極的に取り組んでいる。	a			
	地域包括支援センター職員のバーンアウト・離職防止のために、職員の業務量はメンタルヘルスについての状況確認や意見交換を、センター長等と定期的に行っている。		a				
	地域包括支援センターの業務が担当圏域の地域住民に適切に実施されるように、地域包括支援センターの担当圏域の状況(高齢者人口等)やその担当圏域での業務状況を勘案し、職員配置を定期的に見直している。		a				
	⑤地域包括支援センターおよび市の担当部署の体制が整備されている。	指定介護予防支援業務のケアプラン数の件数増によって、地域包括支援センターの他の4業務に支障が出ることを防ぐために、職員1人あたりの指定介護予防支援業務のケアプラン数を把握し、職員1人あたりの妥当なケアプラン数を定めている。	b				
		委託料について根拠を定め、地域包括支援センターの受託法人と相談した上で決めている。	b				
		地域支援事業等を実施しやすい地域包括支援センターの体制(組織編成、職員配置等)にするために取り組んでいる。	a				
		地域包括支援センター担当部署として、専門的な知識や実務経験等がある市職員が、地域包括支援センターの担当者として配置される必要があると考え、配置されるように市の人事担当部署に働きかけている。	a				
		市と地域包括支援センターとの間で、必要な情報(利用者の基本属性、認定結果内容、相談履歴等)を共有する仕組みがある。	a				
		⑥住民の利便性が確保された場所や建物・設備を整備している。	設置責任主体として、住民の利便性が確保された場所で地域支援事業が実施できるように、地域包括支援センターの設置場所の指針を定めている。	c			
			設置責任主体として、住民の利便性が確保された建物・設備で地域支援事業が実施できるように、地域包括支援センターの建物・設備整備の指針を定めている。	c			

自己評価結果  
(1)彦根市自己評価

できている a>b>c>d>e 全くできていない

評価の項目				自己評価	自由記載		
区分	大項目	中項目	小項目		市と地域包括支援センターとが実施している事柄のうち、効果を上げていると評価できること	市が今後取組を強化・充実していくべきこと	地域包括支援センターに取組を強化・充実してほしい事柄とその内容
1	市営・体制・責務・組織運	⑦地域の実情や地域包括支援センターの実態を計画や事業に反映し、施策を立案、事業を体系的・計画的に実施する仕組みがある。	地域包括支援センターの実態を踏まえ、設置責任主体として地域包括支援センターの運営体制の改善・充実を図る施策を立案している。	a			
			地域包括ケアシステムの実現のため、地域包括支援センターの意見を取り入れながら、長期視野に基づいた計画を策定して事業を実施している。	a			
			地域包括ケアシステムの実現のために、計画の工程管理(長期、中期、短期等)に取り組んでいる。	a			
			地域支援事業を体系的・計画的に実施していくために、庁内の保健福祉関連部署以外の計画(自治体総合計画等)に反映・連動させる工夫をしている。	a			
2	各業務における市の役割	①総合相談・支援業務への支援(体制整備、権限行使、専門的人材の確保・育成、支援困難事例へのサポート等)を行っている。	地域包括支援センターが、担当圏域の地域住民のニーズ把握を円滑に実施できるように、工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期ケア会議において自立支援の視点や地域のインフォーマルサービスを意識したケアプラン作成ができるようになってきている。</li> <li>・地域包括支援センター・市の関係部署が支援困難ケース対応について連携をとれるようになってきている。</li> <li>・彦根市認知症HOTサポートセンター開催のスクリーニング等を通して、認知症に対する早期支援に結び付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)と連携し、住民の活動を支援し、社会資源の開発を進めることで、個別ケースの支援方法の充実を図る。</li> <li>・地域住民に対するの周知には至っていないが、様々な相談を受け、必要な社会資源に適切につないでいる。</li> <li>・認知症施策に関して、警察署との連携強化を図る。また、認知症施策推進計画策定に向けた取組を進めていく。</li> <li>・介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの委託が進むように検討する。</li> <li>・金亀体操の新たな自主グループ化に向けた取組について支援していく。</li> <li>・医療機関との連携を深める働きかけを続けていく。</li> <li>・令和6年度は高齢者虐待防止法上における立入調査の権限行使はなく、今後も必要に応じて、権限行使をする。</li> <li>・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の交流を、各地域包括支援センターが勉強会や情報交換の場を設けている。</li> </ul>	
			地域包括支援センターが、高齢者のみでなく、地域住民からの様々な相談を総合的に受け止め、スクリーニングの結果、適切な社会資源につないでいることを地域住民に周知している。	c			
			地域包括支援センターと庁内関係部署との連携を円滑にするために、地域包括支援センターとの連携についての必要性を庁内関係部署に周知し、理解を深めている。	b			
			設置責任主体として地域包括支援ネットワーク形成に関わり、ネットワーク活動への協力を関係機関に働きかけている。	b			
		②介護予防ケアマネジメント業務等の支援(体制整備、権限行使、専門的人材の確保・育成、支援困難事例へのサポート等)を行っている。	介護予防ケアマネジメントにおいて、地域包括支援センターや各種介護予防事業委託事業者等が医療機関と連携できる体制を整備している。	b			
			介護予防ケアマネジメントの円滑実施のために、地域包括支援センターに対象となる高齢者の情報を迅速に提供している。	a			
			地域包括支援センターが行う「介護予防」の自主グループへ、必要な支援を行っている。	a			
			③高齢者虐待対応や権利擁護対応の必要なケースに対応する仕組みが確立している。	高齢者虐待の対応の対応マニュアル・方針について、地域包括支援センター職員と協議等を行っている。			a
	高齢者虐待の対応について、情報・判断・方針等を地域包括支援センター職員と共有できる仕組み(帳票やツール等)をつくり、活用している。	a					
	地域包括支援センターが、高齢者虐待の予防・防止に向けて、啓発のための取組が行えるよう支援をしている。	a					
	虐待対応や権利擁護対応の必要なケースを発見・対応できるよう、様々なネットワークを整備している。	b					
	高齢者虐待対応や権利擁護対応の際、地域包括支援センターが関係機関から必要な情報をスムーズに収集できるよう地域に働きかけ(ネットワーク構築や仕組みづくり)を行っている。	b					
	老人福祉法上のやむを得ない事由による措置、高齢者虐待防止法上の面会制限および立入調査、成年後見制度の市長申立てが必要なケースの判断および対応の具体的な手順を定めている。	a					
	④高齢者虐待に適切に対応している。	地域包括支援センターが受け付けた高齢者虐待の通報について、報告を受けている。	a				
		高齢者虐待対応における困難ケース(緊急性が高い、介入拒否がある等)について、地域包括支援センターの職員と連携して、安否確認・事実確認を行っている。	a				
		高齢者虐待や権利擁護の対応の際、庁内の各部署から必要な情報(住民票や各種保険情報、既に関係している部署、経済状況等)を収集し、地域包括支援センターに提供している。	a				

自己評価結果  
(1)彦根市自己評価

できている a>b>c>d>e 全くできていない

区分	大項目	中項目	評価の項目	自己評価	自由記載		
			小項目		市と地域包括支援センターとが実施している事柄のうち、効果を上げていると評価できること	市が今後取組を強化・充実していくべきこと	地域包括支援センターに取組を強化・充実してほしい事柄とその内容
2 市の業務	2.1 各業務における市の役割	④高齢者虐待に適切に対応している。	ケース対応において、連携の必要な関係機関との会議(個別ケース会議等)を開催して支援内容を決定している。	a			
			ケース対応において、関係機関との会議(個別ケース会議等)は、地域包括支援センターと連携して主催している。	b			
			高齢者虐待対応に必要なケースについて、連携の必要な地域包括支援センターや関係者(介護支援専門員等)と役割分担をして支援を実施している。	a			
			老人福祉法上のやむを得ない事由による措置が必要であると思われる場合、適切に権限行使している。	a			
			老人福祉法上のやむを得ない事由による措置について、施設入所への措置だけでなく、老人福祉法第10条の4に規定される、居宅における介護等への措置を講ずるための体制を整えている。	b			
			老人福祉上のやむを得ない事由による措置を講ずるための居室の確保に係る体制(施設との連携等)の整備をしている。	b			
			高齢者虐待防止法上の面会制限が必要であると思われる場合は、適切に権限行使している。	a			
			高齢者虐待防止法上の立入調査が必要であると思われる場合、適切に権限行使している。	c			
			市の権限行使(やむを得ない事由による措置、面会制限、立入調査、市長申立て)について迅速に対応できる体制を整えている。	a			
			実施している支援について、当事者(高齢者本人)の視点に立って、支援の評価(見直し)を行っている。	a			
			実施している支援について、終結の判断を地域包括支援センターの職員とともにやっている。	a			
	⑤成年後見制度について普及啓発し、制度の活用を促進している。	地域に成年後見制度を普及させるための取組が行われるよう、事業を計画している。	a				
		親族がいない場合や親族に申立ての意思がない等、成年後見制度の市長申し立てが必要と思われる場合は、適切に権限行使している。	a				
		成年後見制度利用支援事業の要綱を作成し、申立て費用や報酬費の助成を行っている。	a				
	⑥消費者被害を防止する仕組みを確立し、支援(体制整備、権限行使、専門的人材の確保、育成、支援困難事例へのサポート等)している。	地域における消費者被害に関する情報を、地域包括支援センターが取得できるような体制を整備している。	b				
		地域包括支援センターが、市内の消費生活関連部署や消費生活センター、権利擁護関連機関(成年後見人候補者の推薦団体等)と連携をとるための支援をしている。	b				
		市として把握した消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員等の関係機関に提供し、高齢者やその家族に伝達される体制を構築している。	b				
	⑦包括的・継続的ケアマネジメント支援業務への支援(体制整備、権限行使、専門的人材の確保・育成、支援困難事例へのサポート等)をしている。	地域包括支援センターとともに、介護支援専門員や保健所等関係機関との連携促進のための支援をしている。	b				
		介護支援専門員と医療機関の専門職との連携体制を地域包括支援センターが整備できるように、地域の医療機関や地区医師会に働きかけをしている。	b				
		地域包括支援センターとともに、介護支援専門員とインフォーマルサービス(地域の助け合い、ボランティア活動、NPO等によるサービス等)との連携体制構築の支援をしている。	a				
		地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員の交流の場を設けている。	c				
		介護支援専門員同士がネットワークを構築できるよう地域包括支援センターとともに支援している。	a				
		市に複数の地域包括支援センターがある場合には、それらの地域包括支援センター同士の連携を支援している。	b				
		地域包括支援センターの3職種で解決できない介護支援専門員からの相談を、市で解決するよう努めている。	a				

評価の項目				評価					
区分	大項目	中項目	小項目	すばる	ハピネス	ひらた	ゆうじん	きらら	いなえ
1	1.1 地域包括支援センターの設置目的と基本的機能を、センター長、センターの職員、関係機関および地域住民が理解している。	①地域包括支援センターの設置目的と基本的機能を、センター長、センターの職員、関係機関および地域住民が理解している。	地域包括支援センターの設置目的(介護保険法第115条の46第1項)を、センターの職員が理解している。	a	a	a	a	a	a
			地域包括支援センターの設置目的と基本的機能およびその活動について、関係機関の理解が深まるように働きかけている。	b	a	a	a	a	a
			地域包括支援センターの設置目的と基本的機能およびその活動について、地域住民の理解が得られるように、体系的・計画的に取り組んでいる。	a	a	a	b	a	a
		②地域包括支援センターの年度計画が明確である。	地域包括支援センターの年度計画について、市と相談をして策定している。	a	a	a	a	a	a
			年度計画の実効性を高めるために、計画策定の過程において工夫をしている。	b	a	b	b	a	a
			年度計画を計画的に進めるための工夫をしている。	b	a	b	b	b	a
			年度計画の達成について、評価を行っている。	b	a	a	a	a	a
	1.2 組織の運営・人事	①センター長(責任者)の役割が明確である。	センター長(責任者)の役割が定められている。	a	a	a	a	a	a
			センター長の役割について、センター職員が理解している。	a	a	a	a	a	a
			センター長から上の職位のものがセンター長の役割を理解し、その役割が果たせるように支援をしている。	a	a	a	a	a	a
		②業務全体を3職種が協働して「チーム」として支えていく体制が確立されている。	地域包括支援センターに寄せられる相談をワンストップで受け止めるために、センター職員が、各々の専門・担当以外の業務の趣旨、内容、進め方について理解している。	a	a	a	a	a	a
			ケースの進行管理に対する責任を明確にするために、各ケースの「主担当」について、センター内で方針を決めて決定している。	a	a	b	a	a	a
			「主担当」として対応に当たる職員だけでは難しいケースを、他の職員と協働して支援している。	a	a	a	a	a	a
			地域包括支援センターとして抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討するための工夫をしている。	a	a	a	a	a	a
			地域包括支援センターとして抱えている事例や対処方法について、他の地域包括支援センターや関係機関と相談・連携するための工夫をしている。	b	a	a	a	a	a
		③効率的に組織が運営されている。	一部の職員に業務が集中することなく、行うべき業務(①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメント業務、⑤指定介護予防支援業務)をバランスよく行うことができている。	b	b	b	b	c	a
			④運営協議会に地域包括支援センターが参加し、委員への働きかけを行っている。	a	b	a	b	b	a
		⑤センター職員の教育・研修が行われている。	経験の浅い職員に対して、管理職等の指導者から定期的な指導やフォローが行われている。	a	b	b	b	b	b
			職員が専門知識(専門技術、価値等を含む)を習得できるよう、各職員のこれまでの経歴や研修受講状況を勘案し、職員一人ひとりの研修計画(育成計画)を作成している。	b	b	b	b	e	b
			一部の職員が研修を受講した場合、地域包括支援センター内で研修内容を共有するために、研修報告・伝達の工夫をしている。	a	a	a	b	b	a
		⑥個人情報の共有や活用および管理体制が確立している。	個人情報について、情報管理の担当者を設けて、地域包括支援センター全体の個人情報(紙媒体、電子媒体等)の保管場所(どこに何があるか)について把握している。	a	a	a	c	a	a
個人情報の共有や活用および管理体制の工夫をしている。	a		a	a	b	b	a		

評価の項目				評価					
区分	大項目	中項目	小項目	すばる	ハピネス	ひらた	ゆうじん	きらら	いなえ
2 地域包括支援センターの業務	2.1 総合相談支援業務	①地域の社会資源(サービス提供機関や専門相談機関)やニーズを把握し、改善・開発している。	各々のセンター職員が把握している市の行政サービスの内容やその活用方法を、地域包括支援センター内で共有している。	a	a	a	a	a	a
			市が提供している行政サービスの内容やその活用方法を、保健福祉関連部署だけでなく、それ以外の部署の行政サービスに渡って網羅的に把握している。	b	b	b	b	b	a
			各々のセンター職員が把握している地域のフォーマルな社会資源の情報を地域包括支援センター内で共有している。	a	a	a	b	a	a
			(上記項目において、a、bを選択した場合のみチェック)共有している地域のフォーマルな社会資源の情報を、定期的に、あるいは随時更新し、正確かつ最新の状態に保つよう努力している。	b	b	b	b	b	a
			各々のセンター職員が把握している地域のインフォーマルな社会資源の情報を地域包括支援センター内で共有している。	a	a	a	b	a	a
			(上記項目において、a、bを選択した場合のみチェック)共有している地域のインフォーマルな社会資源の情報を、定期的に、あるいは随時更新し、正確かつ最新の状態に保つよう努力している。	a	b	b	b	b	a
			担当地域の地域特性(地理、土地柄、人口、高齢化率、世帯構成、生活保護受給率、産業分布等)を把握している。	b	a	b	b	b	a
			担当圏域の地域住民のニーズを把握している。	b	b	b	b	b	a
			既存の社会資源を地域住民のニーズに合わせて改善していくため、社会資源等に働きかけている。	b	b	b	b	b	a
			②担当圏域の地域住民の実態を把握し、課題を分析している。	担当圏域の地域住民の実態をリアルタイムで把握するための工夫をしている。	b	a	a	b	b
	担当圏域の地域住民が抱えている課題を分析している。	b		b	a	b	b	a	
	担当圏域の地域住民が抱えている課題について、地域住民とともに理解を深めるための取組を行っている。	b		b	a	b	b	a	
	③地域住民からの相談に幅広く対応している。	高齢者のみでなく、地域住民からの様々な相談を総合的に受け止め、全ての相談にスクリーニングを実施している。	a	a	a	b	b	a	
		(スクリーニングをしている場合のみチェック)地域住民からの相談のスクリーニングの結果、必要に応じて他機関と役割分担して相談者を適切な社会資源につないでいる。	c	a	a	b	b	b	
		適切な専門機関や制度、サービス等につなげるために、初期段階での相談対応の工夫に取り組んでいる。	b	a	a	a	b	a	
		専門機関や制度、サービス等につないだ後、相談者または当事者(高齢者本人)、およびつないだ先からの情報を定期的に収集している。	b	b	b	b	b	b	
	④地域包括支援ネットワークを構築し、共通の支援基盤の整備に取り組んでいる。	地域包括支援ネットワークを構築するための工夫や、既存の地域ネットワークを把握している。	c	b	a	b	c	a	
		既存の地域のネットワークが、地域包括支援ネットワークとして機能するために、働きかけを行っている。	b	a	a	b	b	a	
		地域包括支援センター全体の業務遂行の際に、現時点で連携が不足している関係機関に働きかけている。	b	b	c	b	b	a	
	2.2 介護予防ケアマネジメント	①効果的な介護予防ケアマネジメントを実施するために工夫をしている。	介護予防ケアプランを作成する上で、NPOやボランティアによるものも含め、地域でどのような介護予防に関する活動が実施されているのか把握している。	b	a	a	b	b	a
介護予防ケアマネジメントにおいて、聞き取りだけに頼らず、自宅の室内の様子、日常生活の状況等を見て、生活を視野に入れたアセスメントを行っている。			b	a	a	a	a	a	
介護予防ケアマネジメントにおいて、必要な場合は医療機関と連携している。			a	a	a	a	a	a	
介護予防ケアマネジメントにおいて、サービスが目的どおり提供されているかを確認している。			a	a	a	a	a	a	

		評価の項目				評価					
区分	大項目	中項目	小項目	すばる	ハピネス	ひらた	ゆうじん	きらら	いなえ		
2	地域包括支援センターの業務	2.3 権利擁護業務	①高齢者虐待や権利擁護の対応の仕組みが確立している。	高齢者虐待や権利擁護の対応が必要なケースを早期発見・早期対応できるよう、様々なネットワークを通じて働きかけを行っている。	b	a	a	a	b	a	
				権利擁護(高齢者虐待防止、成年後見制度活用、消費者被害防止、孤立死防止等)の支援が必要になりそうなハイリスクケースを早期発見するために、市が実施している各種調査の結果(彦根市災害時避難行動要支援者制度の名簿等)を活用している。	b	c	b	d	d	b	
				すべての相談(包括的・継続的ケアマネジメント支援の相談や総合相談等)について、権利擁護や高齢者虐待対応に必要なケースかどうかを、センター全体の協議等で確認している。	b	a	a	d	a	a	
				高齢者虐待の対応マニュアル・方針について、市担当者と協議・会議等を行っている。	a	a	a	a	b	a	
				高齢者虐待対応について、情報・判断・方針等を市担当者と共有できる仕組み(帳票やツール等)があり、それを活用している。	a	a	a	a	a	a	
		②高齢者虐待対応を適切に行っている。	高齢者虐待の予防・防止・早期発見に向けて、啓発のための取組を行っている。	b	a	a	a	b	a		
			高齢者虐待の通報を受け付けた場合、市に報告している。	a	a	a	a	a	a		
			市の担当者と連携して、対象者の安否確認・事実確認を行っている。	a	a	a	a	b	a		
			高齢者虐待や権利擁護の対応の際、市担当者と連携して市の各部署から必要な情報を収集している。	a	a	a	a	a	a		
			高齢者虐待や権利擁護の対応の際、関係機関から必要な情報を収集している。	a	a	a	a	a	a		
			連携の必要な関係機関との会議(個別ケース会議等)を開催して支援内容を決定している。	b	a	a	a	b	a		
			関係機関との会議(個別ケース会議等)は、市と連携して主催している。	a	a	a	a	a	a		
			関係機関が適切な役割分担で虐待ケースに関与できるように、地域包括支援センターがキー機関として調整している。	a	a	a	a	b	a		
			老人福祉法上のやむを得ない事由による措置が必要であると思われる場合は、市に措置の実施を求めている。	a	a	a	a	a	a		
			高齢者虐待防止法上の面会制限が必要であると思われる場合は、市に面会制限の実施を求めている。	a	a	a	a	c	a		
			高齢者虐待防止法上の立入調査が必要であると思われる場合は、市に立入調査の実施を求めている。	c	a	a	a	c	a		
			実施している支援について、当事者(高齢者本人)の視点に立って、支援の評価(見直し)を行っている。	b	a	a	a	a	a		
		実施している支援について、終結の判断を市担当者とともに行っている。	a	a	a	a	a	a			
		支援が終結したケースについて、その後必要であれば、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。	a	a	a	a	a	a			
		③成年後見制度の活用を促進している。	成年後見制度を普及させるための取組を行っている。	b	b	b	c	b	a		
			高齢者の判断能力や生活状況を把握し、成年後見制度を利用する必要があるかどうかを判断(スクリーニング)している。	a	a	a	a	a	a		
			成年後見制度の申立てを行うことができる親族がいる場合は、親族に対して成年後見制度や手続き方法について説明し、申立てに必要な書類の準備の支援をしている。	a	b	c	b	b	c		
			親族がいない場合や親族に申立ての意思がない場合は、市の担当部局に経過や情報を報告し、市長申立てについて相談している。	a	a	a	d	a	a		
			申立て費用や報酬費助成の必要なケースについて、市に対して相談を求めている。	a	c	a	c	c	a		

評価の項目				評価					
区分	大項目	中項目	小項目	すばる	ハピネス	ひらた	ゆうじん	きらら	いなえ
2 地域包括支援センターの業務	2.3 業権 務利 擁護	④消費者被害の防止に対応している。	地域における消費者被害に関する情報を把握している。	b	b	b	b	b	a
			消費者問題や消費者被害に関する情報を、地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に提供し、これらの関係機関が高齢者やその家族に伝達するよう働きかけている。	a	a	b	c	a	a
			消費者被害の実例を把握した場合は、市や関係機関(消費者センターや警察等)に通報している。	a	a	a	c	a	a
	2.4 包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	①包括的・継続的ケアマネジメント支援を可能にする体制を構築している。	地域の関連機関やインフォーマルサービス(地域の助け合い、ボランティア活動、NPO等によるサービス等)との連携に関する介護支援専門員のニーズを把握している。	b	b	a	b	b	a
			地域ケア会議等(区市町村地域包括ケア会議・担当圏域ケア会議等)を開催している。	a	a	a	a	a	a
			介護支援専門員や保健所等の関係機関との連携促進のための支援をしている。	b	a	a	a	b	a
			医療との連携において、必要な対応手順が地域の居宅介護支援事業所と関係機関との間で定められている。	a	a	a	a	a	a
			地域医療連携パスを介護支援専門員が活用できるように支援している。	d	a	b	a	c	b
			介護支援専門員がインフォーマルサービス(地域の助け合い、ボランティア活動、NPO等によるサービス等)との連携できる体制を構築している。	b	a	a	a	b	b
			担当圏域の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を把握し連携を図っている。	b	a	a	a	a	a
			担当圏域のケアマネジメントに関する相談内容から、ケアマネジメントが不十分となる要因を分析し、保険者としてのサービス提供体制の整備や社会資源の開発等の具体策を提案している。	c	b	b	a	a	b
		②介護支援専門員に対する支援を行っている。	担当圏域内の介護支援専門員の状況(抱えている悩みや課題・ケアプランの現状等)を把握している。	c	b	c	c	c	b
			担当圏域外(市外も含む)の居宅介護支援事業所および介護支援専門員に対して、他の地域包括支援センターと連携しながら支援を行っている。	b	a	a	a	a	a
			介護支援専門員からの相談に適切に対応するための体制(書式作成、相談記録のファイリングの工夫等)をセンター内に整備し、職員に周知している。	c	a	a	a	c	a
			介護支援専門員からの相談や状況を、地域包括支援センター内で共有するための書式を作成し、相談を受け付けたセンター職員が不在の場合(あるいは異動、退職の場合)でも、介護支援専門員からの相談に継続的に対応をしている。	d	a	a	a	c	c
			介護支援専門員からの相談内容を分析し、情報提供や助言のみでよいか、継続的な関わりが必要かどうか、支援内容を見極めている。	a	a	a	a	a	a
			介護支援専門員からの相談に際して、必要時に保健所や病院等の関係機関につないでいる。	b	a	a	a	a	a
			介護支援専門員からの相談に際して、必要時に、インフォーマルサービスにつないでいる。	b	a	a	a	a	a
			地域の介護支援専門員全体の質の向上のため、研修や事例検討会を開催している。	a	a	a	b	a	a
			介護支援専門員同士のネットワークを構築している。	b	a	a	a	a	a
③認知症高齢者を地域で支えるネットワークを構築している。	家族や介護者の情報交換・交流ができる場につないでいる。	b	a	a	a	b	a		
	センター職員の認知症支援に関する対応力向上に向けた事例検討会等に積極的に参加できている。	b	a	a	b	b	b		
	介護支援専門員の認知症支援に関する対応力向上に向けた事例検討会等を開催している。	c	b	b	c	b	c		
	認知症サポーター養成講座を活用している。	b	a	a	a	b	a		